

令和6年2月9日
【 財 務 省 】

【概要書】

平成30年度決算及び令和元年度決算に関する衆議院の議決
について講じた措置

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》
別紙のとおり

連絡先は省略。

「平成 30 年度決算及び令和元年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置」の概要

「指摘事項」（令和 5 年 6 月 13 日 衆・本会議）	講じた措置
1 予備費の使用等について ○予備費の使用については、必要最小限にとどめるべきであり、緊急性が認められない予備費の使用決定を行うことがないよう十分に配慮すべき ○事業別フルコスト情報の開示については、情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋げるべき ○決算の意義と重要性を踏まえ、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けて一層協力すべき	○予備費の使用については、その節度ある利用に常に留意しているところであり、機動的かつ的確な支援を講じるために、必要性や緊急性等を十分に検討した上で、その使用を決定してきた ○事業別フルコスト情報の開示については、令和 6 年 3 月に公表を予定している令和 4 年度決算分から、類似の事業の比較を容易にするため、各事業のフルコスト、コスト構成割合及び関連指標の推移や、事業類型ごとの平均コスト構成割合を公表することとした ○決算書の早期提出に努め、会計検査院において、令和 4 年度決算検査報告を令和 5 年 1 1 月 7 日に内閣へ送付し、内閣において、同年 1 1 月 2 0 日に国会へ提出した
2 新型コロナウイルス感染症対策について ○罹患後症状に係る実態調査及び病理解明のための調査研究に引き続き取り組むとともに、診療体制を一層充実させるための対策を講じるべき ○事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、借換え支援や事業再生支援等を今後も継続すべき ○ワクチンの調達、在庫管理等に関する情報を公開するべきであり、また、事後の妥当性の客観的な検証が可能となるよう、購入量等に係る算定根拠資料を作成、保存するべき	○厚生労働省において、罹患後症状に係る実態把握のための疫学調査等を実施するとともに、診療体制を一層充実させるため、罹患後症状の診療を行う医療機関を都道府県単位で取りまとめ、厚生労働省のホームページで紹介するなどの必要な対策を講じた ○事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、コロナ借換保証の措置等のほか、全国 4 7 都道府県に設置している中小企業活性化協議会において事業再生等を一元的に支援している ○新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、契約や在庫管理等に関する情報公開に努めており、その確保に当たっては、事後的に第三者が客観的に妥当性を検証できるような資料を作成し、保存している
3 国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題について ○同様の事例の有無を可能な限り全省庁で調査するとともに、国民の疑念が生じないよう所要の措置を講じるべき	○内閣官房において、内閣人事局から各府省等に対して確認を要請し、その確認結果を公表した ○各府省等において、人事当局が業務上取りまとめた人事情報については、既に公にされているものや業務上必要性のある場合を除き、発令の前後を問わず職員OBや営利企業等には提供しないこと等とした
4 少子化対策について ○出産に関する負担軽減の観点から、妊産婦が適切に医療機関を選択できるよう出産費用の見える化を推進するとともに、出産費用の保険適用の導入を検討すべき ○子育て家庭を支える社会の構築のため、必要な時に時間単位等で利用できる制度創設に向けた基盤整備を進めるべき	○少子化対策については、令和 6 年 4 月をめどに、分娩取扱施設ごとの出産費用等を公表する「見える化」を本格的に稼働することとし、令和 8 年度をめどに、出産費用の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の在り方について検討を行っていくこととした ○就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について支援を行っている

「指摘事項」（令和５年６月１３日 衆・本会議）	講じた措置
５ インボイス制度について ○事業者間の情報量や交渉力の格差への対応が重要であることに鑑み、個人事業主等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備に努めるべき	○インボイス制度については、制度導入に係る取引環境の整備として、関係省庁連名の「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」を作成・周知等を行っているところであり、加えて、令和５年９月に設置した「インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議」での議論も踏まえ、同年１１月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、インボイス導入に係る取引実態把握のための調査等を実施することとした
６ ウクライナ避難民の受入れ等について ○ウクライナ避難民の受入れについては、日本国内の身元保証人が十分な経済的基盤を持たない場合を考慮し、その支援体制を更に充実させるべき ○技能実習制度については、人材確保の手段として機能している実態を踏まえ、制度の見直しを行うとともに、転籍緩和について検討すべき	○ウクライナ避難民の受入れについては、難民条約上の難民と同様に保護すべき者を保護する補完的保護対象者認定制度を創設し、補完的保護対象者として認定した者に対して、定住支援プログラムを提供するなど、日本国内の身元保証人の有無にかかわらず自立促進に向けた支援を行うこととした ○技能実習制度については、令和５年６月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂等を行い、①現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設すること、②新たな制度において制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点から従来よりも転籍制限を緩和することなど、検討の方向性を定めた
７ 教職員の働き方改革等について ○教職員の働き方改革については、公立学校教員の長時間労働を是正するなど、現行の教員給与制度について、抜本的な見直しを行うべき ○教育のデジタル化については、家庭環境等により教育機会の格差が生じないような措置を講じるべき	○教職員の働き方改革については、時間外在校等時間の上限等を定める指針を策定するとともに、教職員定数の改善や支援スタッフの充実、ＩＣＴを活用した校務効率化などを総合的に進めてきた ○教育のデジタル化については、１人１台端末の更新に当たり、都道府県に基金を設置し、支援を継続することとした
８ 介護保険制度等について ○介護保険制度については、各地方公共団体にワンストップの相談窓口を設けるなど積極的な支援に取り組むとともに、家族を介護する介護者への支援を充実させるべき ○旧優生保護法による被害者の救済については、一時金の支給対象となる者から確実に請求があり、かつ、着実に支給が行えるよう更なる周知、広報等を行うべき	○介護保険制度については、各市町村に設置された地域包括支援センターにおいて、引き続き総合相談支援を実施していくほか、各地方公共団体に対して、令和５年６月に家族介護者支援に関するマニュアル等の周知を行い、積極的な支援を促していくとともに、多様な世代の家族介護者や地域住民がアクセスしやすい環境整備等のためのＩＣＴ等導入支援を行うこととしている ○旧優生保護法一時金については、ホームページ等により、制度の更なる周知広報に取り組むとともに、都道府県、障害者関係団体などに対して、改めて積極的な周知広報を依頼した

「指摘事項」（令和５年６月１３日 衆・本会議）	講じた措置
９ 高規格幹線道路等の整備等について ○高規格幹線道路等の整備については、地方創生や国土強靱化の観点から、未整備の部分、いわゆるミッシングリンクの早期解消に努めるべき ○運送業に係る２０２４年問題については、標準的な運賃がより一層活用されるよう、荷主等に対して制度の周知を図るとともに、長時間の荷待ちや運賃・料金の不正な据置き等の適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を引き続き講じるなどして、ドライバーの労働環境の改善に取り組むべき	○高規格幹線道路等の整備については、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の予算も活用し、ミッシングリンクの早期解消を推進している ○運送業に係る２０２４年問題については、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」をとりまとめる等、抜本的・総合的な対策を講じており、標準的な運賃について、継続して周知・徹底を図りつつ、令和５年１２月に物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価の加算等の見直し方針を公表するとともに、適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を強化している
１０ ＦＭＳ調達について ○見積段階における必要経費の検討を緻密に行うとともに、我が国の安全保障にとって有益であるかの観点から改めて検討すべき	○ＦＭＳ調達については、我が国の防衛力を強化するうえで必要不可欠な装備品等を調達する手段として有益なものと考えており、見積り段階から、装備品等ごとに米国政府と様々なレベルで価格低減に向けた交渉・協議を行うことで、ＦＭＳで調達する装備品等の必要経費の精査を契約前から実施している